

令和7年度「集落自主活動に係る伴走支援事業」に係る 大学生グループ募集要領

1 目 的

人口減少や少子高齢化が進む過疎・中山間地域の集落では、地域活動の担い手不足などにより、地域住民の力だけでは集落の活力を維持していくことが困難となることが危惧されています。このような中、福島県では、新しい視点や行動力・専門知識などの『外からの力』を持つ大学生等と集落が交流する中で、地域の復興・活性化を図り、集落の応援団（サポーター）を育成することを目的とし、「大学生と集落の協働による地域活性化事業」（以下、「大学生事業」という。）を実施しています。

このうち、「集落自主活動に係る伴走支援事業」は、福島県が、「大学生の力を活用した集落復興支援事業」に参加した大学生等で構成されるグループ（以下、「大学生グループ」という。）に、「サポート事業（過疎・中山間地域活性化枠）」（以下、「サポート事業」という。）の活用を検討または実施している集落の主体的な取組への伴走支援を委託して実施するものです。

2 募集件数及び調査対象

- (1) 募集件数：福島県内又は県外の大学生グループ
 - 3年目：最大9グループ（令和6年度に2年目の活動を実施した大学生グループが対象）
 - 4年目：最大3グループ（令和6年度に3年目の活動を実施した大学生グループが対象）
- (2) 調査対象：3年目：福島県内の過疎・中山間地域にある、「サポート事業」の活用を検討または実施している集落
- 4年目：福島県内の過疎・中山間地域にある、「サポート事業」の採択を受けている集落

3 応募資格

応募資格は、以下の要件を満たす大学生グループとします。

- (1) 福島県内又は県外に設置されている大学（大学院、短期大学等を含む。）に在籍する大学生等 5名程度 から構成されており、過去に大学生事業に参加した経験がある者を1名以上含んでいること。なお、過去に大学生事業に参加した経験がある大学のOB・OGも構成員とすることができる。
- (2) 指導教員が大学生等の現地活動をサポートできる体制があること。
- (3) 活動に熱意を持って取り組むとともに、活動の対象となる集落の住民に敬意を払い、真摯な態度で接すること。

- (4) 事業の趣旨・内容に賛同し、事業を実施すること。
- (5) 3年目の活動においては、調査対象となる集落が「サポート事業」の活用を検討または実施している集落であること。
- (6) 4年目の活動においては、調査対象となる集落が「サポート事業」の採択を受けている集落であること。

4 実施期間

契約の日から令和8(2026)年2月28日まで

5 実施内容

3年目：【別紙】「仕様書（3～4年目・伴走支援）（案）」中「4 業務内容」のとおり。

現地活動は原則として、下記【現地活動の人数】による人数で
1泊2日×4回以上の日程で実施する。

4年目：【別紙】「仕様書（3～4年目・伴走支援）（案）」中「4 業務内容」のとおり。

現地活動は原則として、下記【現地活動の人数】による人数で
1泊2日×2回以上の日程で実施する。

※仕様書は現段階の案であり、今後変更する場合があります。

【現地活動の人数】

- ・様式第3号に記載する大学生グループの人数が5名以上の場合、仕様書で示した回数の現地活動は5名以上で行う。4名以下の場合、仕様書で示した回数の現地活動は、様式第3号に記載する人数以上で行う。

例① 3年目の活動、大学生グループ7名で応募した場合

→原則として、1泊2日の活動を5名以上で4回以上実施する。

例② 3年目の活動、大学生グループ4名で応募した場合

→原則として、1泊2日の活動を4名以上で4回以上実施する。

6 委託料

- (1) 積算対象：ア 伴走支援に係る交通費及び宿泊費
イ 活動報告会・交流会に係る交通費
ウ 伴走支援に係る業務実施報告書作成に係る費用
- (2) 支払時期：委託事業の完了検査後。ただし、必要と認められる場合は委託料の80パーセント以内の金額を前金払いします。

【参考】

「ア 伴走支援に係る交通費及び宿泊費」は、福島県旅費条例の規定に基づき、5名分を上限とします。

「イ 活動報告会・交流会に係る交通費」は、福島県旅費条例の規定に基づき、3名分を上限とします。

概算の委託料を申請前に把握されたい場合は、「**10 提出先・問い合わせ先**」に記載の担当者までお問い合わせください（お問い合わせの際は、概ねの受入先集落及び大学生グループの人数をお申し出ください。また、確定した委託料ではないことをご承知おきください）。

7 応募方法

令和7年度「集落自主活動に係る伴走支援事業」応募申請書〔大学生グループ用〕（様式第3号）に必要事項を記入の上、郵送、持参、電子メールのいずれかの方法により提出してください。

※様式は、福島県企画調整部地域振興課のホームページからダウンロードできます。

【集落自主活動に係る伴走支援事業について】

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11025a/tiikishinkou-56.html>

8 応募締切

令和7(2025)年5月28日(水)

※郵送の場合、当日消印有効とします。

9 受入集落の決定方法

受入集落は、1年目・2年目の活動を実施した集落となりますので、受入集落からも応募がある必要があります。

10 提出先・問い合わせ先

福島県企画調整部地域振興課 安藤

郵便番号：960-8670

住所：福島市杉妻町2-16（郵送の場合、住所の記載は不要です）

電話：024-521-7114

メールアドレス：tiikishinkou@pref.fukushima.lg.jp

11 その他

- (1) 当該委託事業への応募又は受託に当たり、以下の経費は負担していただくことになります。

- ① 委託額を超えて要する交通費、宿泊費、報告書作成費用等
- ② 傷害保険料

※福島県では委託の実施に当たって発生した事故等に対しては一切責任を負いかねますので、あらかじめ御了承ください。

- ③ その他応募に要する経費等

- (2) インスタグラム等の SNS ツールでアカウント（「大学生グループ名×市町村集落名」のアカウントなど）を開設し、活動の様子を発信するようお願いします。また、活動報告会資料等に使用するため、活動の様子がわかる写真や集落の方との集合写真を撮影するようお願いします。
- (3) 令和7年度に3年目の活動を実施し、令和8年度も4年目として本事業を実施する場合、集落がサポート事業を採択されていることが要件となりますので、年度末のサポート事業の申請を見据えた支援を行うよう努めてください。